

食品安全委員会第222回会合議事録

1. 日時 平成20年1月17日(木) 14:00～15:19

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目 (⑤はポジティブリスト制度関連)

①オリサストロビン ②クロチアニジン ③ジクロシメット

④テフリルトリオン ⑤オキサジアゾン

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 4品目

① 鶏のサルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)

② 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)

③ フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット50注射液)

④ ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)
(農林水産省からの説明)

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・「エトキサゾール」に関する意見・情報の募集について

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

・「カフェンストロール」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「エスプロカルブ」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シラフルオフエン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリフタリド」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 19 年 12 月分）について

(7) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「オリサストロビン」、「クロチアニジン」、「ジクロシメット」及び「テフリトリオン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「オキサジアゾン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 4 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 1 - 5 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 2 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について
<エトキサゾール>

資料 3 農薬専門調査会における審議状況について<カフェンストロール>

資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エスプロカルブ>

資料 4 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シエノピラフェン>

資料 4 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シラフルオフェ

ン>

資料 4 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ピリフタリド>

資料 5 平成 19 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 19 年 12 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から、食品安全委員会第 222 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 222 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。本日の資料は 13 点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。その関連資料として、資料 1 - 2 から 1 - 5 まで。

資料 2 が「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について<エトキサゾール>」。

資料 3 が「農薬専門調査会における審議状況について<カフェンストロール>」。

資料 4 - 1 から 4 - 4 までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 が「平成 19 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について」。

資料 6 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 19 年 12 月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。資料 1 - 1 にありますとおり、いずれも 1 月 11 日付けで厚生労働大臣から農薬 5 品目、厚生労働大臣及び農林水産大臣から動物用医薬品 1 品目、農林水産大臣から動物用医薬品 3 品目について、食品健康影響評価の要請があり

ました。

まず最初に農薬 5 品目について、厚生労働省の國枝基準審査課長よりしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 1-2 と資料 1-3 に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず資料 1-2 でございますが「『オリサストロビン』、『クロチアニジン』、『ジクロシメット』及び『テフリルトリオン』の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

「1. 経緯」としまして、オリサストロビンとジクロシメットにつきましては、昨年 12 月 26 日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、クロチアニジンにつきましては、本年 1 月 7 日付けで農薬チアメトキサムの残留基準の見直し、チアメトキサムの代謝物として生成されるのがクロチアニジンでございますけれども、この関連での基準値改正の要請があった旨、テフリルトリオンについては、昨年 12 月 26 日付けで農取法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省から連絡があったところでございます。

これらにつきまして、残留基準値の検討を開始するに当たりまして、第 24 条 1 項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「2. 評価依頼物質の概要」でございますが「(1) オリサストロビン」は殺菌剤ということで、ミトコンドリア内のヒトクロム遺伝子伝達系阻害によって呼吸阻害を引き起こすことにより、作用すると考えられているものでございます。

現在、稲に登録がございまして、お米について食品衛生法に基づく残留基準値が設定されております。今回、魚介類への残留基準値の設定要請がなされているものでございます。

国際的に見ますと、JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。

なお、本品目については、平成 16 年 2 月に食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼をしまして、平成 17 年 12 月に ADI が通知され、平成 18 年 7 月に残留基準値の告示がなされているものでございます。

「(2) クロチアニジン」は、殺虫剤でございまして、作用機構としてはニコチン性のアセチルコリン受容体作用により作用するものと考えられているものでございます。

現在、稲、すいかなどに登録がございまして、お米、すいかなどについて食品衛生法に基づく残留基準値が設定されているものでございます。今回、チアメトキサムの代謝物として生成されるのがクロチアニジンでございますけれども、この残留基準値の見直しに伴

いまして、基準値の改正の要請を行うものでございます。

国際的に見ますと、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

裏にいきまして「（３）ジクロシメット」でございますけれども、本薬は殺菌剤でございます。菌のメラニン生合成において脱水素酵素を阻害することによって、メラニンの合成が阻害され、これによってこの菌が植物に侵入することを阻害させるものと考えております。

現在、稲に登録がございまして、お米について食品衛生法に基づく残留基準値が設定されております。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされております。

国際的には、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

なお、本品目につきましては、平成 15 年 7 月に厚生労働省から食品健康影響評価の依頼を食品安全委員会にさせていただきまして、平成 15 年 9 月に行われた薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会における、ADI の評価結果は妥当と考えるとの通知がなされたものでございまして、これに基づき平成 16 年 2 月に残留基準の告示がなされているものでございます。

「（４）テフリルトリオン」は、除草剤でございます。4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼを阻害することで、プラストキノンの合成が阻害されることにより作用すると考えられているものでございます。

今回、新たに水稲への適用が申請されております。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

次に資料 1-3 は「『オキサジアゾン』の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

「1. 経緯」としましては、本年 1 月 7 日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところでございます。

他方、本品目につきましては、ポジティブリスト制度が導入されたときに、暫定基準が設定されておまして、今回、魚介類への基準値の設定に併せまして、暫定基準値が設定されているということで、これについての御評価もいただくため、第 24 条 2 項に基づく食品健康影響評価もお願いするものでございます。

「2. 評価依頼物質の概要」でございますが、本薬は除草剤ということで、プロトポルフィリノーゲンオキシターゼを阻害することによって、活性酸素が発生し、白化・枯死に

至らしめるものでございます。

現在、水稻に登録がございまして、お米及び畜産物について、食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。今回、魚介類への残留基準値の設定が要請されているものでございます。

国際的に見ますと、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

ポジティブ制度が導入された際に、農薬取締法に基づく登録保留基準並びに海外基準ということで、米国を参考にして暫定基準が設定されたものでございます。

以上、資料1-2、資料1-3について御説明いたしました。これらの農薬につきましては、食品安全委員会の御評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において食品中の残留基準値設定等について検討したいと思います。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。どうぞ。

○畑江委員 言葉で質問なんですけれども「水稻」という言葉と「稲」という言葉が両方あるんですが、何か使い分けがあるんですか。

例えば資料1-2のオリサストロビン、クロチアニジン、ジクロシメットは稲に登録がありと書いてあって、テフリルトリオンは水稻です。それから、オキサジアゾンも水稻です。これは何か使い分けの理由があるんですか。

○國枝基準審査課長 「水稻」と書いてあるのは、水田の除草に使うときです。稲については、陸稲も水稻も含めて使うということでございまして、一応、使い分けされているということです。

○畑江委員 そうですか。ありがとうございました。

○見上委員長 よろしいですか。

○畑江委員 はい。

○見上委員長 本間先生、どうぞ。

○本間委員 簡単なことです。これは稲の関連が多いんですけれども、今日出てきたものは今でも相当広く使われているタイプの剤ですか。

○國枝基準審査課長 大変申し訳ありませんが、今、手元に持っていないので申し上げられません。

○見上委員長 外にございますか。先生、どうぞ。

○小泉委員 先にどうぞ。

○見上委員長 小泉先生、どうぞ。

○小泉委員 この剤は全部日本で使用されているものばかりだと思うんですが、資料1-2の(1)、(3)、(4)は、魚介類や稲ということなので、いわゆる適用拡大申請ということだと思うんですが、(2)のクロチアニジンの残留基準の見直しというのは、例の6年経ったから見直すということなんでしょうか。私分らないので、教えてください。

○國枝基準審査課長 これにつきましては、現在、チアメトキサムというものの残留基準値の見直しがされています。チアメトキサムの代謝物で生成されているのがクロチアニジンということで、チアメトキサムについて適用を拡大することによって、例えば対象となる作物について、場合によっては、今回お願いするクロチアニジンと、現在、既に評価の検討が進められているチアメトキサムの両方が植物に使われる可能性がある。

その場合に、クロチアニジンというのは今回お願いするものですが、現在、既に検討しているチアメトキサムの代謝産物としてクロチアニジンがありますので、実際にはそれが重なった形で使われる可能性があるということです。チアメトキサムの適用拡大がされたことによって、両方使われる可能性があるということです、その両方を見た形で残留基準値を設定する必要があるのではないかということです。

最終的には、もう一度、厚生労働省の分科会で御検討いただくこととなりますけれども、そういうことで、これについての御検討をお願いする形になります。

○小泉委員 難しいですね。

○見上委員長 要するに、代謝物も含めて、どちらがいつ使われるかよく分からないから一緒にやるという話ですね。

○國枝基準審査課長 そうです。食品安全基本法で、基準値の改正をする場合には食品健康影響評価を依頼する形になっておりますので、その関係で、現在、行っているチアメトキサムが認められますと、今度は厚生労働省で適用拡大されたものも含めて、基準値が設定されることとなります。その基準値の設定のときに、チアメトキサムの代謝物としてクロチアニジンができて、それも従来は残留基準値として設定されておりました。その関係で、そもそもあるクロチアニジンと一緒に使われることがあると、場合によっては、当然高い値になるということで、もう一度、見直しをする必要があるだろうということです。

つまり、実際にはクロチアニジンではなくて、チアメトキサムの評価を既に進めていた

わけですけれども、代謝物となるクロチアニジンの残留基準値も設定する形になっていましたので、反射的にクロチアニジンそのものの評価依頼をもう一度しなければいけなくなったことになる。ちょっと複雑なんですけれども、そういうことです。

○見上委員長 局長、どうぞ。

○齊藤事務局長 今みたいに代謝物がまた、別の農薬になる場合、個別に ADI を与えていくと、グループで見なければいけないという問題が生ずる可能性があります。要するに、個別に ADI を 2 つ与えてしまいますと、場合によると倍まで使ってもいいような大きいものを与えてしまう形になる可能性があるのです。そこはまとめて 1 回整理をしなければいけないという問題が起きます。これは、やはり ADI をどういうふうにするかということで御議論いただかないといけないと思います。

○小泉委員 もう一度いいですか。

○見上委員長 どうぞ。

○小泉委員 その代謝というのは、稲やすいかなどの中で代謝されるという意味ですね。

○國枝基準審査課長 はい。

○小泉委員 分かりました。

○見上委員長 廣瀬先生、何かございますか。

○廣瀬委員 今と同じ質問でした。分かりました。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

それでは、農薬 5 品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

國枝課長、どうもありがとうございました。

次に農林水産省の境畜水産安全管理課長から、動物用医薬品 4 品目について、説明をよろしく願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。

資料 1 - 4 と資料 1 - 5 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず資料 1 - 4 ですけれども、これは新規の製造販売承認に当たりまして、評価をお願いするものでございます。

製剤としましては、鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研” ポールセーバー SE/ST）でございます。

「（1）主成分」につきましては、SE の NT991 株、SE の A723 株でございます。ホル

マリン不活化した製剤でございます。これにつきましては、リン酸緩衝食塩液が使われておりますが、過去に評価をしていただいたことがないということで、今回、評価をお願いするものでございます。

「（２）対象動物」は、鶏です。

「（３）用法及び用量」につきましては、１羽当たり 0.25ml を 5 週齢以上の種鶏及び採卵鶏の脚部筋肉内に 4 から 8 週間隔で 2 回注射するものでございます。

「（４）効能又は効果」につきましては、種鶏及び採卵鶏の腸管における SE 及び ST の定着の軽減というものでございます。

使用制限期間につきましては、食肉用に出荷する前 12 週間という形になっております。

次は、資料 1 - 5 でございます。3 製剤でございますけれども、これは再審査に伴う意見の聴取でございます。御承知のとおり、薬事法第 14 条に基づきまして、新規に承認がされた後に実際に野外で広く使われたデータを基に、有効性、安全性等について、再度確認をするという仕組みがございます。それが再審査というものでございまして、薬事法第 14 条の 4 に基づきまして、審査が行われております。

「1 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）」でございます。これは一物多名称で 2 つの名前がございます。

「（１）主成分」は、硫酸セフキノムという抗生物質でございます。

「（２）対象動物」は、牛。

「（３）用法及び用量」につきましては、１日 1 回体重 1 kg 当たり本品 0.04ml を 3 から 5 日間筋肉内に注射するというものでございます。

「（４）効能又は効果」につきましては、マンヘミア・ヘモリティカ、パスツレラ・ムルトシダが有効菌種でございまして、適応症は牛の肺炎であります。

使用禁止期間につきましては、牛で 7 日間、牛乳で 36 時間になっております。

「2 フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液）」でございます。

「（１）主成分」は、フルニキシメグルミンでございますけれども、実は同じ成分を有効成分とする製造用原体パナミンという製品でございますが、牛の消炎鎮痛剤パナミン注射液 5 % につきまして、当委員会ですでに評価を受けておりまして、平成 18 年 12 月 14 日に ADI の設定を内容とする答申を頂いております。

「（２）対象動物」は、牛でございます。

「（３）用法及び用量」につきましては、１日 1 回体重 1 kg 当たりフルニキシメとして

2 mg を 1 から 3 日間、静脈内に投与するものでございます。

「（４）効能又は効果」につきましては、細菌性肺炎における解熱及び消炎でございます。

使用禁止期間につきましては、牛で 10 日間、牛乳で 60 時間になっております。

裏にいきまして「3 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（マリバンテル）」でございます。

「（１）主成分」は、フェバンテルということで、これにつきましても、新規承認の際に当委員会では評価をいただいております、平成 16 年 4 月 22 日に ADI の数値を含む答申をいただいております。

「（２）対象動物」は、ふぐ目の魚類。

「（３）用法及び用量」につきましては、1 日 1 回、魚体重 1 kg 当たり、フェバンテルとして 12.5 から 25mg の量を飼料に均一に混じて、5 日間経口投与するものでございます。

「（４）効能又は効果」は、ヘテロボツリウム、エラムシの駆除でございます。

使用禁止期間につきましては、出荷前 21 日間になっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。新規 1 製剤、再審査 3 製剤です。よろしいですか。

それでは、動物用医薬品 4 品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

境課長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「（２）農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

エトキサゾールにつきましては、両専門調査会から連名で意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 2 に基づいて御説明いたします。

評価書案の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

「審議の経緯」に記載がございますように、エトキサゾールにつきましては、既に動物用医薬品としての食品健康影響評価についての諮問がございまして、それにつきま

2006年5月に答申をしているものでございます。

今回は第2版の関係でございますが、このものは農薬としても1998年に初回農薬登録がされているものでございまして、さらにポジティブリスト制度の導入に伴いまして、残留基準が設定されているものでございます。第2版の関係につきましては、第24条第2項の関係の諮問が寄せられているものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただき、さらに今回追加資料等がございました関係で、追加のところにつきまして、改めて動物用医薬品専門調査会におきましても1回御審議をいただき、評価書案が取りまとめられたものでございます。

それでは、評価の概要につきまして、御説明いたします。

評価書の7ページをお開きいたたぎたいと思います。エトキサゾールは殺虫剤、殺ダニ剤でございます。

八重洲化学工業株式会社により開発されました、オキサゾリン環を有する殺虫剤、殺ダニ剤でございます。作用機構はキチン生合成の阻害とされているものでございます。

8ページにまいります。今回の評価につきましては、動物用医薬品製造承認の申請書添付資料、農薬抄録、米国 EPA Federal Register、米国 EPA 評価書及び豪州 APVMA 評価書を基に、科学的な知見が整理されているものでございます。

「1. 動物体内運命試験」につきましては、SD ラットを用いての検討がされております。最高濃度到達時間につきましては2から4時間、高用量の投与群におきましても4から6時間ということで、比較的速やかに吸収されるものでございます。

9ページにまいります。「(2) 排泄」も速やかに行われ、主要な排泄経路は糞中という結果になっております。

10ページにまいります。「(4) 体内分布」でございますけれども、吸収されますと、消化管と肝臓に高い濃度で分布する傾向があるものでございます。

11ページにまいります。「2. 植物体内運命試験」の結果がまとめられております。植物体内運命試験は、ナス、りんご、オレンジにつきまして検討がなされております。いずれの植物につきましても、果肉中への移行は少ない結果になっております。

14ページ以降、土壌中など環境中での挙動について試験成績が提出されております。

土壌中におきましては、基本的には急速に分解されるということでございます。

16ページにまいりますと「5. 土壌残留試験」の成績が表8にまとめられておりますけれども、圃場試験などの結果を見ますと、比較的早く分解をされるものになっております。

17ページにまいりますと「6. 作物等残留試験」の試験成績の結果がまとめられておりま

す。

「(1) 作物残留試験」につきましては、エトキサゾール、代謝物を分析対象化合物といたしまして、作物残留試験が実施されております。結果は後ろの別紙3にまとめられているところでございます。

また、このものにつきましては、動物用医薬品としても用いられるということで「(2) 家畜残留試験(牛)」が実施されております。

動物用医薬品の場合は、経皮投与になりますけれども、経皮投与されたエトキサゾールは、生体中には残留しないという結果が得られております。

17 ページの後半には「7. 一般薬理試験」。

18 ページには「8. 急性毒性試験」の成績がまとめられております。

20 ページからは「10. 亜急性毒性試験」等、反復投与毒性試験の結果がまとめられておりました。亜急性毒性試験あるいは慢性毒性試験の試験成績がまとめられております。先ほど吸収されると肝臓への分布が高いというお話をさせていただきましたけれども、毒性につきましても、肝臓への影響が認められるところでございます。

発がん性試験につきましては、ラット、マウスを用いた試験成績が23 ページから25 ページにまとめられております。いずれの試験におきましても、発がん性は認められなかったという結果となっております。

「12. 生殖発生毒性試験」の結果につきましては、25 ページからまとめられております。繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性は認められなかったという結果になっているところでございます。

27 ページには「13. 遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。*in vitro*の試験で一部陽性という結果はございますけれども、その他の *in vitro*の試験、*in vivo*の試験成績は、すべて陰性という結果でございます。トータルに見ますと、遺伝毒性はないと考えられるという結果となっております。

以上のような試験成績を踏まえまして、食品健康影響評価の結果が31 ページにまとめられております。農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会は、ラットを用いました2年間の慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量を根拠といたしまして、ADIとして0.04mg/kg体重/日と設定するという結果になっているところでございます。

このものにつきましては、本日の委員会終了後、2月15日までの30日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の受付に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「(3) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

カフェンストロールにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

評価書案の3ページ「審議の経緯」を御覧いただきたいと思えます。

カフェンストロールは除草剤でございます、1996年に初回の農薬登録がされているものでございます。

食品安全委員会に対しましては、2003年に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について、まず要請がございました。

また、昨年7月に、農林水産省より魚介類に対します基準値設定の依頼がございまして、それを受けて、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、5回御審議をいただきまして、本日、評価書案が提出されたものでございます。

評価の概要につきましては、6ページからでございます。

「7. 開発の経緯」に記載がございまして、カフェンストロールは1988年に中外製薬株式会社により開発されたトリアゾール環を有する除草剤でございます、その作用機構は超長鎖脂肪酸生合成を阻害すると考えているものでございます。

「II. 安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載がございまして。

「1. 動物体内運命試験」につきましては、SDラットを用いて検討がなされております。このものにつきましても、速やかに吸収されまして、その後は二相性の減衰を示すものになっております。

「(2) 排泄(ラット)」は、主として尿中ということで、尿に次いで胆汁中にも排泄されることになっております。

8ページにまいりますと「(3) 体内分布(ラット)」の試験成績がまとめられており

ますが、速やかに吸収された後、速やかに排泄されるということで、組織への残留性は少ないと考えられているものでございます。

10 ページの「2. 植物体内運命試験」につきましては、水稻を用いて検討がなされております。試験成績の概要といたしましては、基本的に玄米中への移行は少ないようでございます。

11 ページ以降には「3. 土壌中運命試験」など、環境における挙動の結果がまとめられております。それぞれの試験条件下におけます推定半減期が算出されておりますけれども、このものにつきましても、比較的早く分解されていくという結果が示されております。

特に 15 ページの「5. 土壌残留試験」の圃場試験の結果などを見ましても、環境中におきましては、早く分解されるタイプのものがございます。

「6. 作物等残留試験」につきましては、水稻を用いまして、カフェンストロールと代謝物を分析対象化合物といたしまして、試験が実施されております。試験結果につきましては、別紙 3 にまとめられておりますが、結果としては、すべて定量限界未満であったということになっております。

「(2) 魚介類における最大推定残留値」につきましても、水産 PEC、生物濃縮係数 (BCF) を用いて算出されておまして、結果は 0.13mg/kg になっております。

「7. 一般薬理試験」、「8. 急性毒性試験」の試験成績は、表 7、表 8 にまとめられております。比較的毒性は少ないタイプのようでございます。

後ほど出てまいりますけれども、神経への影響が少し認められるということで、18 ページには「(2) 急性遅発性神経毒性試験」の結果がまとめられております。この結果では、急性遅発性神経毒性は認められていないということでございます。

「9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」につきましても検討されておまして、眼に対してはごく軽度の刺激性が認められたものの、皮膚に対する刺激性あるいは皮膚感作性は認められておりません。

19 ページの「10. 亜急性毒性試験」以降、反復毒性試験の成績がまとめられております。このものでございますが、例えば表 11 に見られますように、小腸の一部でありますけれども、空腸に影響が見られております。

表 13 にまいりますと、神経線維にも影響が出ているということでございます。その他、肝炎ということで肝臓へも影響が出ているところでございます。

21 ページに「(4) 90 日間亜急性神経毒性試験 (ラット)」の結果が取りまとめられておりますが、この試験におきましても、神経毒性が認められなかったというところござ

います。

発がん性につきましては、ラットあるいはマウスを用いて試験が行われております。成績につきましては、22 ページあるいは 23 ページにまとめられておりますけれども、発がん性は認められておりません。

23 ページからは「12. 生殖発生毒性試験」の試験成績がまとめられております。

「(1) 2 世代繁殖試験 (ラット)」におきまして、高用量でございますけれども、親動物におきましては妊娠期間の短縮、児動物でございますと出生生存時数の減少、場合によっては死亡といった、若干、繁殖に対する影響が認められております。

24 ページの「(2) 発生毒性試験」は、ラットとウサギを用いて実施されておりますが、こちらにおきましては、催奇形性は認められていないという結果でございます。

25 ページに「13. 遺伝毒性試験」の結果がまとめられておりますけれども、こちらの結果はすべて陰性でございました。

以上のような試験成績を基に食品健康影響評価が行われておりまして、結果は 28 ページから記載されております。

結論は 31 ページでございます。農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 0.3mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.003mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定したという結論になっているものでございます。

このものにつきましても、先ほどと同じように、本日の委員会終了後、2 月 15 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 説明されたような気がするんですけども、半減期は 6 日ですか。

○北條評価課長 試験条件によって幾つか違いがあるんですが、比較的短いものだと思います。例えば好気的な土壌中では 22 日であるとか、あるいは圃場試験のような場合ですと 7 日間で、かなり短い期間です。ちょっとばらつきはあります。

○本間委員 先ほどのあれと比べるとおかしいかもしれませんが、要するに、分解したものは、ほとんど効かなくなってしまうような分解なんですね。

○北條評価課長 もちろん、物によっては代謝産物が一部活性を持っているものもあるわけでありませけれども、このものはたしか親化合物自体が活性を持っておりますので、分解により基本的に活性自体もなくなっていくます。

○本間委員 ありがとうございます。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の受付に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬 4 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の受付が終了いたしております。

それでは、事務局から 4 品目について説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 4-1 から 4-4 に基づいて御説明いたします。いずれも農薬の評価書案でございまして、国民からの意見・情報の募集が行われたものでございます。

資料 4-1 は、エスプロカルブ、除草剤でございます。

評価書の 3 ページに記載がございますように、今回、1 つには清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請があったということ。

もう一つは、魚介類への基準設定の依頼がございまして、これに伴って、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、5 回御審議をいただいて、その評価書案につきまして、昨年 12 月 13 日から本年 1 月 11 日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますが、このものにつきましては、期間中に御意見・情報はなかったということでございます。

資料 4-2 は、シエノピラフェンでございます。これは殺ダニ剤でございます。

同じく評価書の 3 ページに「審議の経緯」の記載がございますけれども、今回の諮問につきましては、農薬の登録申請に係る残留基準設定ということで評価の依頼があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2 回御審議をいただきまして、これも先ほどと同じ期間内に国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果も先ほどと同じでございますが、期間中に御意見等はございませんでした。

資料４－３は、シラフルオフエンでございます。これは殺虫剤でございます。

３ページの「審議の経緯」でございますけれども、このものにつきましては、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、残留基準が設定されているものでございます。

昨年でございますけれども、１つは魚介類に対する基準の設定の依頼。それから、ももに対する適用拡大の申請がございまして、これを受けまして、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、２回御審議いただきまして、評価書案についてパブリック・コメントを行ったものでございます。

このものにつきましても、期間中に御意見・情報はございませんでした。

最後、資料４－４は、ピリフタリドでございます。これは除草剤でございます。

３ページの「審議の経緯」でございますように、このものにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、残留基準が設定されておりました、今回の諮問はいわゆる第２４条の２項による諮問ということでございます。

農薬専門調査会におきまして、２回御審議いただきまして、先の品目と同様の期間、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

このものにつきましても、期間中に御意見・情報はございませんでした。

以上、資料４－１から４－４までの農薬につきましては、期間中に御意見あるいは情報は寄せられなかったということで、農薬専門調査会の結論をもって、関係機関に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 評価結果の問題ではないんですが、過去のものも一緒ですけども、今回４つ出ていますが、パブリック・コメントで全く意見が出てこないんです。実際、一般の消費者の方に不安に思うのは何だと聞きますと、農薬が上位にランクされてくるという状況なんですけど、こういった矛盾は、安全性が評価されれば、安全だと思っているんだけど不安なのか、あるいは評価書が難解で理解がしにくいから意見が出せないのか。その辺は私はよく分からないので、いつもリスクミのときに困るんですが、この点については野村委員に聞いてみたいと思います。

○見上委員長 御指名です。野村委員、よろしくお願いします。

○野村委員 私もそうですけれども、多分、非常に難解であることは言えると思います。

ただ、パブコメの場合、一般消費者以外にも直接関係する方々も御覧になっているので、その方々のコメントを頂くという役割も一方にあるんですが、小泉委員がおっしゃるように、一般の方々が漠然と不安を抱いている以上、パブコメで対応するかどうかは別として、漠然とした不安を取り除く工夫は、どこかでする必要があるのかなという気はいたします。パブコメで直接対応できるかどうかは難しいんですが、おっしゃる点は、私もどこかで工夫が必要かなという気がいたします。

直接の答えにはなっていないかもしれませんが、述べさせていただきました。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

畑江委員、どうぞ。

○畑江委員 多分、消費者はここで安全性が決められて、これが守られていれば、きっと安心すると思うんですけれども、私の周りにはいる人たちは、本当にこれが守られているかという不安があって、心配しているようなところもあります。内容がちゃんと分かれば、みんな理解するんですけれども、違反がよくマスコミに出てきますね。そうすると、本当に守られているのかしらという不安がきっとあるのではないかと思います。それがいいか悪いかは、また、別としてですけれども。

○小泉委員 よく分かります。

○見上委員長 長尾委員、どうぞ。

○長尾委員 パブコメのもう一つの機能は、我々としては、ちゃんとした方々に評価してもらっていると思いますけれども。要するに、プロのレベルと範囲の問題なんです。外にもプロがいるわけで、そちらの視点から見てどうかということもあると思います。それについては、時々頂いてると思います。

○見上委員長 小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 パブコメが出ないのに、いつまでも不安が残っているわけです。今の表示の問題ではないですけれども、本当にちゃんと守っているかどうかの確認はなかなか難しく、これはリスク管理機関の問題だと思うんですが、事務局の方はどうですか。

○北條評価課長 なかなかお答えしにくいところがありますが、評価課長の立場としてお答えするとすれば、農薬の場合は確かにコメントは頂いておりませんが、他の品目につきましては、コメントを頂くこともあります。科学的な評価を適正に行うという観点から見ると、御指摘を頂くことは非常に意味があると思っております。

農薬について出てこないということは、恐らく農薬専門調査会における審議が十分に行われていて、科学的に問題のない評価結果が出されているため、コメントがないことが続いていると理解しております。

○見上委員長 本間先生、どうぞ。

○本間委員 今日は、小泉先生と全く同じ質問をしようと思って出てきたんです。やはりパブリック・コメントというのは、なくても持続的にやる必要があるのではないか。ここへ来れば、一定の情報が得られるという根拠が大事だという気がするんです。

私はいつも課長さんから説明があったときに、それぞれの剤の特性は、言いようによっては難解な部分があるんだけど、一方でいつも同じ特性を測っている気がするんです。

私がよく聞きたくなるのは、ここで言われている剤がよく使われる剤なのか、それともめったにないものなのか、あるいは外国でよく使われて国内に入ってくるものなのか。その辺がもうちょっと分かると親しみが出るかなという気がいたしますし、例えば効果の持続期間がどのぐらいあるのかということも、本来、農薬というものは、恐ろしさ一辺倒というだけではなくて、扱いやすさとかそういうことにもなるので、説明の1つの指標になる言葉みたいなものは、多少、説明が加わると、少しずつ親しみが沸いてくるかなという気がいたしております。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

今、本間先生が指摘された点は、ある程度、説明してもらえenと思います。例えばこの剤が日本でどれぐらい使われているとか、非常に使われるのか、めったに使われenとか、そういう大ざっぱな点で分かると思います。

あと、残留に関しては、環境中の残留と生体内の半減期がどのぐらいかというのは、必ず説明いただいているんですけども、そういう点も含めて、もっと一般の方が興味を持つようなことも説明の中に入れる。特に管理官庁が最初に持ってくるときに、そういうことを聞いたら、食品安全委員会の方々はこの農薬がどれだけ使われているかというのは、多分、分からないと思うんですけども、そういうものまで含めて、事務局は努力をお願いいたします。

○本間委員 これは我々の範疇ではないんだけど、農薬を使うときの作業性が実は妙な心配を呼ぶことがある気がするんです。そういう説明が常識程度にあると、やはり正確な理解になるのではないかという気がします。

○見上委員長 作業に関しましては、農薬を実際に散布する農家の方々が一番さらされるわけですから。そういうことも含めて、いろいろな方法を今やっていると思うんですけども、

例えばハウレンソウにちよびっと付いたものと、実際に散布する人ががばっと暴露されるのでは全然量が違いますし、ハウレンソウに付いたものを料理して食べるわけです。

農薬専門調査会は、大体ヒトが一生食べ続けてもいい量、そこだけを非常に強調するんですけれども、実際問題としてそれを決めたプロセスもときには必要です。いつもやっていたら、木曜日に3時間も4時間もディスカッションしなくてはいけなくなってしまいますが、時には必要かと思います。

外に何かございますか。どうぞ。

○廣瀬委員 パブコメがないという話ですけれども、私は学会等で農薬の関係者としゃべる機会が多少ありますけれども、そういう関係の方はパブコメを見ていらっしゃるし、内容もよく検討されています。なおかつパブコメで意見がないということは、逆に我々の審議が公正中立かつ科学的に行われているということではないかと私は思っております。

ただ、確かに一般の方には、評価書ですから、どうしても分かりにくいのはやむを得ないことで、一般消費者の方には、リスコミを通じて、分かりやすく説明するという対応しかないのではないかと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

小泉先生、最初のスタートをどうもありがとうございます。皆さんが意見を言えるチャンスになりました。

外にございませんか。

それでは、本4件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となります。エスプロカルブの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定し、シエノピラフェンの一日摂取許容量を0.05mg/kg体重/日と設定し、シラフルオフエンの一日摂取許容量を0.11mg/kg体重/日と設定し、最後のピリフタリドの一日摂取許容量を0.0056mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議題に移らさせていただきます。「(5)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」でございます。

自ら評価につきましては、企画専門調査会において審議が行われましたので、担当委員の長尾委員から報告願います。

○長尾委員 それでは、御報告します。

企画専門調査会では、昨年9月7日開催の第21回会合及び11月27日開催の第22回会合におきまして、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について審議を行いまして、

その結果、資料5にございますけれども「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を案件候補として選定いたしました。

詳細につきましては、事務局より説明させていただきます。

○大久保総務課長 それでは、私からお手元の資料5に基づきまして、企画専門調査会における審議結果を御報告いたします。また、併せまして、企画専門調査会におきまして、情報提供すべきとされた案件などの取扱いにつきましても、御提案させていただきます。

資料5でございますが、自ら評価の案件につきましては、食品安全委員会が収集しました様々な危害情報を整理いたしました。

昨年9月7日の企画専門調査会におきまして、資料5の1ページ以下ずっと書いてありますけれども、当初15案件を候補として提示いたしました。9月7日には6案件に絞り込みを行いました。

11月27日の調査会におきましては、6案件について更に審議いたしまして、最終的な結果を得たということですので、順次、御説明いたします。

1番目は「こんにゃく入りゼリーに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、中ほどの「審議結果」を簡単に御説明いたします。

第21回の会合におきまして、ここに記載のとおり、物理的性状についても食品健康影響評価の対象に含めるかどうかを検討しまして、その結果を踏まえた上で再度検討するという結論になりました。

第22回におきましては、ここに記載しておりますが、窒息するか否かは、形状や物性の外、食べるものの置かれた状況によって大きく変わる。このことから、リスク評価のための科学的情報の入手はなかなか困難であり、リスク管理が重要である。リスク評価機関である食品安全委員会としては、業界団体が講じている事故防止策の実効性等について情報収集を行うとともに、ホームページでの情報提供の外、より効果的な情報提供についても検討すべきである。そういう結論を得たところでございます。

これに対する食品安全委員会における対応でございますけれども、1点目の情報収集につきましては、厚生労働省におきまして、食物による窒息事故に関する調査を行うことを予定していると聞いております。したがって、その状況等も含めまして、国内外の情報収集に努めていく。そういう取扱いでよろしいのではないかと考えております。

情報提供につきましては、こんにゃく入りゼリー等、食物による窒息事故の防止につきまして、食品安全委員会のホームページでの情報提供を充実させる。

また、それとともに、企画専門調査会において指摘のありました効果的な情報提供を行

うべきであるという趣旨を踏まえまして、事務局から地方公共団体あてにホームページの内容等について周知を図る。

併せまして、季刊誌やメルマガによりまして、情報提供を行います外、各種意見交換や地域における指導者育成講座等々がありますので、そういう機会も利用して周知を図っていく。そういう取扱いにしてはどうかと考えております。

2番目は「体細胞クローン牛に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましても「審議結果」に書いてございますが、第21回会合におきましては、米国で承認される動きがあるため、リスク管理機関の動きを見つつ、更に情報収集を行った上で企画専門調査会で再度検討するという結論になりました。

第22回の会合におきましては、国内においては流通が自粛されており、また、米国においても直ちに輸出が行われる状況とまでは言えず、現段階では評価を行う、優先度は相対的に低いと考えるが、米国等で知見が蓄積されつつあることから、それを整理してファクトシート等を通じて情報提供すべきであるという結論になったところでございます。

企画専門調査会は昨年議論が行われましたが、最近になりまして、また新しい動きがありますので、若干御紹介いたします。米国の食品医薬庁が1月15日に体細胞クローン動物、具体的には牛、豚、ヤギでございますが、それ由来の食品に対しまして、食用として安全であること等を内容とするリスク評価結果を公表したということがございます。

また、併せまして、欧州食品安全委員会におきましても、1月11日でございますが、体細胞クローン動物、これは牛と豚でございます。それ由来の食品に関して、食用として安全であること等を内容とするリスク評価結果案を取りまとめまして、意見募集のための公表をしたと聞いております。

こういう新しい動きがございますが、自ら評価を行うか否かの基本的な判断は変わらないのではないだろうかと考えております。

3番目は「クロロプロパノール類に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第21回会合におきまして、平成18年度ファクトシートを作成する形で整理されており、現時点で更に評価する必要性は低いということで、対象とはしないという取扱いになったところでございます。

4番目は「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第21回会合におきまして、国際的な規格基準から見て、国内の器具・容器包装中の鉛の規格値は高く設定されており、また、設定されてから時間が経過し

ているので、再評価の必要性を、次回再度検討すべきだとされたところでございます。

第 22 回の会合におきまして、個別には既に規格基準値が設定されているものの、当該基準は設定されてから時間を経過している。また、鉛は食品中に広く分布しているものであることから、食品からの摂取全体を対象にした評価が必要であり、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきであるという結論を得たところでございます。

そういうことで、この件については、候補として選定されたということでございます。

5 番目は「ヘテロサイクリックアミンに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、食品からの摂取量推定が困難で、ヒトでの疫学データもないが、発がん研究の専門家には重要視されていることから、次回、再度検討するという結論になりました。

第 22 回会合におきましては、国民の健康への影響に関する情報が十分でないことから、情報収集を継続すべきであるという結論を得たところでございます。

委員会の対応といたしましては、指摘のとおり、情報収集を引き続き継続していく扱いでどうかと考えております。

6 番目は「多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、多肥栽培による野菜中の硝酸塩が問題視されている一方、野菜には有効成分も多く、摂取が推奨されることから、正確な情報提供が必要であり、次回、再度検討するということになりました。

第 22 回の会合におきまして、リスク管理機関において、調査や低減化に向けた取組が既に行われている。評価を行う優先度は低いものの、食品安全委員会としても、ファクトシート等を通じ情報提供すべきであるという結論になりました。

これを受けまして、食品安全委員会といたしましては、Q&A を作成いたしまして、ホームページで公開する。そういう取扱いがよろしいのではないかと考えております。

7 番目は「甘味料ステビアに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、既に安全性に関する調査研究においてリスク評価されている物質であり、新たなデータがない限り評価を行う必要性は低いという結論になりました。

したがって、候補とはしない取扱いとなったものでございます。

8 番目は「食品などのプラスチック製品に含まれるビスフェノール A に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、化学物質の内分泌かく乱作用については、環境省を中心に検討が進められており、評価を行う必要性は低い。しかし、不安を持っている消費者のためにこれまでの情報を整理して、メルマガ等を通じて情報提供する必要があるという結論になりました。

したがって、食品安全委員会における対応といたしましては、Q&A を作成しまして、ホームページで公開する。そういう取扱いがよろしいのではないかと考えております。

9 番目は「ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマーに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、化学物質の内分泌かく乱作用については、環境省を中心に検討が進められており、評価を行う必要性は低いが、不安を持っている消費者のためにこれまでの情報を整理し、メルマガ等を通じ情報提供する必要があるという結論を得たところでございます。

したがって、食品安全委員会における取扱いといたしましては、Q&A を作成いたしまして、ホームページで公開するという取扱いがよろしいのではないかと考えております。

10 番目は「コラーゲンに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、健康食品のコラーゲンは、特定の消費者が特定の目的に利用するものであり、一般の消費者が常時摂取する可能性は低いことから、評価を行う必要性は低いという結論になったところでございます。

したがって、候補とはしないという取扱いでございます。

11 番目は「白金ナノコロイドに関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、ナノテクノロジーについて、現時点ではデータがないため評価は困難である。しかしながら、国際的には危惧も表明されており、今後、情報収集に努める必要があるということでございまして、自ら評価案件の候補には

しないという取扱いになったところでございます。

12 番目は「E. Sakazaki の食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、微生物に関する自ら評価についての意見交換会の中で提案されたものであるが、当該意見交換会の結果を踏まえ、カンピロバクターから自ら評価を進めることを最終的に決定されたところであり、評価を行う優先度は低いという結論を得たところでございまして、いわゆる自ら評価の候補とはしないという取扱いになったところでございます。

13 番目は「複数添加物の相乗毒性に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、調査・研究で相乗的な悪影響が確認されないことから、評価を行う必要性は低いけれども、ベンゼンが生成される場合などの特定の事案については、メルマガ等を通じて情報提供すべきであるとされたところでございます。

したがって、食品安全委員会における対応といたしましては、Q&A を作成しまして、ホームページで公開するという扱いがよろしいのではないかと考えております。

14 番目は「食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、リスク管理機関において使用基準が定められており、これまでの情報を整理し、メルマガ等を通じて情報提供すべきであるとされたところでございます。

したがって、食品安全委員会における対応といたしましては、Q&A を作成し、ホームページで公開するという扱いがよろしいのではないかと考えております。

最後の 15 番目は「有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸）に関する食品健康影響評価」でございます。

これにつきましては、第 21 回の会合におきまして、国際機関が動物での発がん性は明白であるとの結論を出している。次回の調査会で再度検討すべきとされたところでございます。

第 22 回の会合におきまして、現在、無機ヒ素についてファクトシートを作成しているが、有機ヒ素についてはデータの蓄積が必要であり、情報収集した上で、ファクトシートに追加すべきであるという結論を得たところでございます。

したがって、委員会の対応といたしましては、情報収集した上で、無機ヒ素のファクトシートに追加するという取扱いがよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

これまでの説明につきましては、何か御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 私は 4 番目の「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を、我々委員会の自ら評価の課題として選ぶのが適切ではないかと思っております。

その理由は、やはり我が国の基準値が国際的な基準から見て甘い、緩いということと、

鉛というのは胎盤を通過して、胎児あるいは乳幼児の鉛暴露によって、最近言われている子どもの ADHD、注意欠陥多動性障害といった発達障害などの 1 つの原因ではないかという示唆もあることから、今後はこういった面からしっかりと評価をすべきではないかと思えます。

ただ、鉛というのは、一般の食品の中に普通に含まれているものであり、だれもがこれを摂取することになりますので、鉛とはどういうものか、あるいはなぜそれを評価する必要があるのか。そういったことについて、委員会から情報提供して、関係者間で意見交換を行って、いろいろと御意見を頂くのがいいのではないかと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございますか。よろしいですか。

それでは、自ら評価に関してなんですけれども、本日の議論から、食品安全委員会が自らの判断で「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を行うことについては、本委員会としても理解が得られたものと思えます。

小泉委員から御意見のありましたリスクコミュニケーションにつきましては、食品安全基本法第 21 条第 1 項の規定する基本的事項において、委員会は自ら食品健康影響評価を行う場合、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うように努めるとされております。

したがって「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」を自ら評価として実施するか否かを決定する前に、食品健康影響評価を行う意義を関係者に説明するとともに、自ら評価の実施について意見を伺うため、意見交換会を実施することといたします。

については、意見交換会の実施に当たり、リスク管理措置を実施している厚生労働省及び化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員の先生方に必要に応じて、意見交換会への協力をお願いすることになるかと思えますので、事務局はその準備を進めるようお願いいたします。

また、企画専門調査会において、情報提供すべきとされた案件の取扱いにつきましては、提案のあったとおり、事務局で準備を進めていただければと思っています。そういうことです。

それでは、次の議事に移らさせていただきます。「(6) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 19 年 12 月分）について」事務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、お手元の資料 6 に沿って御説明いたします。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等は、12月の1か月分で全部で82件ありました。

「(2)内訳」としましては「①食品安全委員会関係」は、リスコミや広報・ホームページ関係ですけれども、計6件ありました。

「②食品の安全性関係」が11件。

「③食品一般関係」は、リスク管理が主ですけれども、これが合計で60件もありました。60件というのは、トータルの比率でいいますと、4分の3を占めている数字になります。

中でも「衛生関係」は、主に異物混入ですけれども24件。

さらには「食品表示関係」が20件という数字になっております。

2ページ目ですが、今回は問い合わせの多い質問の中から、Q&Aとして「加工デンプンの安全性について」を選びました。

質問の内容としましては、今回新たに加工デンプンの安全性が評価されたと聞きましたが、内容について教えてくださいという問いであります。

それに対する答えとしましては、食品安全委員会では、糊料、増粘安定剤及び乳化剤等の目的で使用される11種の加工デンプンの安全性について評価を行い、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないという評価を取りまとめ、昨年11月に厚労省へ通知しました。

そして、評価に際しましては、国際機関、アメリカ及びEUにおける評価結果を参照するとともに、各種試験成績等を用いた調査審議を行いました。

こういうお答えにしてあります。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容等につきましては、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 ありがとうございます。

これで本日の委員会のすへでの議事は、終了いたしました。以上をもちまして食品安全委員会第222回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、1月24日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 18 日金曜日 10 時から、リスクコミュニケーション専門調査会を公開で開催。
14 時から、農薬専門調査会幹事会を公開で開催。引き続き、総合評価第二部会を非公開
で開催。

来週 21 日月曜日 14 時から、遺伝子組換え食品等専門調査会を非公開で開催される予
定となっております。

本日はどうもありがとうございました。以上です。